

1 策定の経過

1. 令和2年3月、国策定要領に基づき、平成28年改正児童福祉法等の趣旨（こどもが権利の主体であること、家庭養育優先原則等）をふまえた、「大阪市社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）を策定。これを受け、こどもの権利擁護や里親等への委託の推進に向けた取組、施設における家庭的な養育環境の整備などを進めてきた。
2. 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等をふまえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを趣旨として、令和4年に児童福祉法等が改正（以下「令和4年改正児童福祉法」という。）された。
3. 令和6年3月、国策定要領が示され、既存計画の見直しや新たな目標設定を含め、改めて社会的養育推進計画を策定することが必要となっている（計画期間：令和7年度～令和11年度）。
4. 令和6年度において、児童福祉審議会社会的養育専門部会をこれまで4回開催し、学識経験者や関係団体代表者、社会的養護経験者2名を含む、9名の委員でご議論をいただいた。

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 計画の位置づけ

本市における「大阪市こども計画」とめざすべき方向を共有しながら、社会的養育に関する個別計画として、国策定要領に基づいて策定しています。

- 第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- 第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 第4章 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組 **【新規項目】**
- 第5章 代替養育を必要とするこども数の見込み
- 第6章 一時保護改革に向けた取組
- 第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 第8章 里親等への委託の推進に向けた取組
- 第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 第11章 児童相談所の強化等に向けた取組
- 第12章 障がい児入所施設における支援 **【新規項目】**

第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

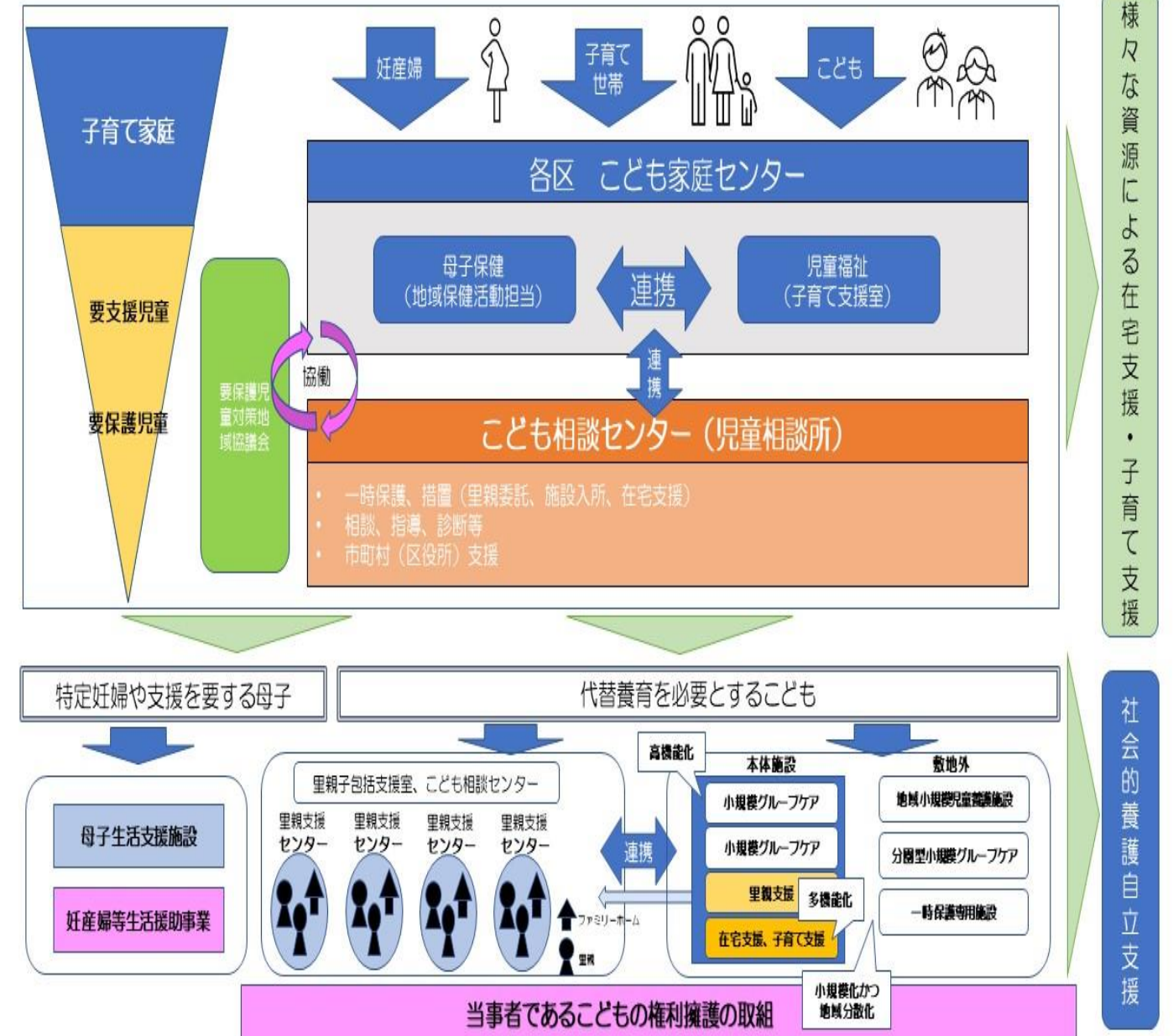
令和4年改正児童福祉法では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、こどもの最善の利益を実現することが求められている。

まずは、こどもと家庭に最も身近なこども家庭センター（各区保健福祉センター）において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行う。必要に応じて、母子生活支援施設などの活用を検討。

そのうえで、代替養育を必要とするこどもについては、こども相談センターが家庭養育優先原則に基づき、里親等の中からこどもの意向や状況等をふまえて、代替養育先を検討。

里親等が代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続する。

また、家庭との再統合が難しいこどもについては、特別養子縁組を積極的にすすめる。



大阪市社会的養育推進計画 案（概要）

第2章 当事者であるこどもの権利擁護の取組

令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記され、法施行日（令和6年4月）から、里親等委託・施設入所・在宅指導の措置、一時保護の決定時等における「意見聴取等措置」の義務化、意見表明等支援事業の制度化が行われた。

◆取組方針

令和6年度から意見聴取等措置、意見表明等支援事業を実施するとともに、新設の児童福祉審議会「こどもの権利擁護部会」にて、学識経験者や弁護士などの委員がこどもの意見への対応状況を審議するなど、権利擁護に係る環境整備を進めている。

計画期間においても、こどもが意見を表明する機会を保障し、こどもの意見を丁寧に聴き、意向を十分に尊重した上で本人へ結果をフィードバックする。

3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

令和4年改正児童福祉法において、児童福祉分野と母子保健分野のさらなる連携強化のため、こども家庭センターの設置が努力義務化されるとともに、対象者への支援の種類や内容、課題等を記載するサポートプランの作成が義務付けられた。また、子育て家庭への支援の充実のため、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、家庭支援事業として法律上位置付けられた。

◆取組方針

令和6年度から、こども家庭センター（区保健福祉センター）の運営を開始し、これまで以上に関係機関が連携を図り、一体となった対応を進める。

新たな家庭支援事業については、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業を実施、令和7年度から児童育成支援拠点事業を実施予定。

児童家庭支援センターについては、現在の設置数を維持しながら、一層のこども家庭センターとの連携や地域のこども家庭支援の推進に向けて今後さらに検討。

4章 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組

新規項目

令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う、妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられた。

◆取組方針

支援を必要とする妊産婦等には、当該事業により、相談支援や住まいや食事提供などの日常生活支援、個別支援計画の策定、医療機関や行政機関への同行支援など、包括的な支援を行う。

また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊産婦に対する入院・出産費用の助産制度の実施の他、妊産婦の身近な相談先となる各区保健福祉センターの職員に対する定期的な研修を行い、相談支援の充実を図る。

第5章 代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とするこども数
児童人口推計 × 入所措置又は里親委託等されている人数のこども人口に占める割合

代替養育を必要とするこども数の見込み 令和11年度 1,071人

第6章 一時保護改革に向けた取り組み

令和6年3月、国から「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」等が示された。

◆取組方針

国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」をふまえ、4センター体制を確立できるよう、人材の確保・育成を行う。

一時保護においてこどもの権利が守られるよう、すべての職員がこどもの意見に耳を傾ける姿勢を持つとともに、こどもが意見を表明しやすい環境整備に努める。

第三者評価の受審などにより、一時保護所における児童支援の質を向上していく。

第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

令和4年改正児童福祉法において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、こどもの最善の利益を実現することが求められている。

そのため、代替養育を必要とするこどもについては、里親等の中からこどもの意向や状況等をふまえて代替養育先を検討し、里親等が代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、理念に基づくケースマネジメントを継続する必要がある。

◆取組方針

こども相談センターにおいては、上記理念に基づくケースマネジメントを徹底し、区役所と協働して保護者の養育を支援する。親子分離となったケースについては、保護者との関係などを整理してこども自身が理解できるよう支援しながら、家族再統合を進める。こどもの最善の利益の観点から、家族再統合が難しい場合は、特別養子縁組を積極的にすすめる。

第8章 里親等への委託の推進に向けた取組

◆里親等委託率

令和11年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等委託の推進とともに、施設においても本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、すべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できる状態を実現。

令和11年度の里親等委託率（目標）については、現行計画と同様の算定方法により算出。

代替養育を必要とするこども数	施設受入定員見込 (令和11年度末)	必要となる 里親等委託数	里親委託率
1,071人	686人	385人	35.9%

前計画の36.5%と近似値

令和11年度末における目標値は36.5%とする

◆取組方針

代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を第一に検討する。十分な数の里親の確保に努め、こども相談センターの一貫した責任体制の下に、里親支援センターを中心にフォスタリング業務を実施する。

第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

令和2年度から、施設の小規模化・地域分散化を推進しているが、用地確保が困難な状況にあり、計画どおり進捗していない。また、施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、より少人数の職員体制となることから、職員の負担はさらに大きくなっている。

◆取組方針

本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、施設の小規模化・地域分散化に合わせて、本体施設における空きユニットを一時保護専用ユニットや本市が実施する子育て支援事業実施場所として、順次転用を進めていく。

また、こどもが安全に安心して十分なケアを受けられるよう、施設における支援力の強化を図る。

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

令和4年改正児童福祉法により、令和6年度から従来の自立援助ホームを児童自立生活援助事業所Ⅰ型、児童福祉施設等で行う当事業を児童自立生活援助事業所Ⅱ型、ファミリーホームや里親で行う当事業を児童自立生活援助事業所Ⅲ型として、事業が拡充された。また、社会的養護自立支援拠点事業が創設され、社会的養護経験者等への自立支援の重要性がより一層明確となっている。

◆取組方針

児童自立生活援助事業を実施するとともに、令和6年度から大阪府、堺市と合同で社会的養護自立支援拠点事業を実施している。計画期間においても、これらを適切かつ積極的に推進していく。また、入所中や退所後のこどもへのアンケートの結果をふまえ、退所後の不安を軽減できるよう取り組みを実施する。

第11章 児童相談所の強化等に向けた取組

計画的に児童福祉司及び児童心理司の増員配置を進めるとともに、研修の実施等による専門職の人材育成に取り組んでいる。また、こども相談センターの複数設置についても、整備計画どおり進めてきた。

◆取組方針

こども相談センターの体制強化に取り組むとともに、職員の専門性の向上を図る。また、こども相談センターの市内4か所体制に向けて、中央こども相談センターの移転建替に引き続き、東部こども相談センターの開設、南部こども相談センターの再整備に向けて取組を進める。

第12章 障がい児入所施設における支援

新規項目

障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある。

◆取組方針

障がい児入所施設に対して、入所している障がい児の状況、支援体制、施設の改修や建替計画等について適時ヒアリング調査を行う。各施設の状況に応じて、ユニット化等により、入所児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう働きかけていく。

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章		資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
第2章	1	社会的に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター）及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数等	【関係職員への研修等実施回数】年1回	【関係職員への研修等実施回数】年1回
			【上記受講者数】各施設1人	【上記受講者数】各施設1人
			【こども本人への啓発等】 こどもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施	【こども本人への啓発等】 こどもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施
第2章	2	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホームに入所中の全児童（100％）	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業Ⅰ型・里親・ファミリーホーム・障がい児入所施設・こども相談センター一時保護所に入所中の全児童（100％）
第2章	3	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	【認知度】アンケート等により確認	【認知度】アンケート等により確認
			【利用度・満足度】制度利用者に満足度を確認	【利用度・満足度】制度利用者に満足度を確認
第2章	4	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	意見聴取等措置の際に理解度を確認	意見聴取等措置の際に理解度を確認
第2章	5	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	【意見表明ができるこどもの割合】100％ （意見表明ができるこども数／全施設等入所児童）	【意見表明ができるこどもの割合】100％ （意見表明ができるこども数／全施設等入所児童）
			意見表明を行ったこどもに満足度を確認	意見表明を行ったこどもに満足度を確認
第2章	6	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会その他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こども家庭課に事務局を設置済	児童福祉審議会に「こどもの権利擁護部会」を設置し、こども家庭課に事務局を設置済
第2章	7	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を2名選任済	「社会的養育専門部会」の委員に社会的養護経験者を2名選任済
第3章	1	こども家庭センターの設置数	【こども家庭センター数】24か所	【こども家庭センター数】24か所
第3章	2	こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	【統括支援員基礎研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名のうち新任職員	【統括支援員基礎研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名のうち新任職員
			【統括支援員実務研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名	【統括支援員実務研修】1回 【受講者集】各区統括支援員24名
			【児童福祉司任用前講習会】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	【児童福祉司任用前講習会】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員
第3章	3	都道府県（政令市）と市区町村との人材交流の実施体制の整備	【要保護児童対策調整機関の調整担当者研修】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	【要保護児童対策調整機関の調整担当者研修】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員
			・こども相談センターにおける実地研修体制を整備済 ・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組の一つとして、ジョブローテーションという仕組みを整備済	・こども相談センターにおける実地研修体制を整備済 ・福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、人材育成の取組の一つとして、ジョブローテーションという仕組みを整備済
第3章	4	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	【統括支援員】24人（1人／1か所）	【統括支援員】24人（1人／1か所）
			【サポートプラン担当者】32人（1人又は2人／1か所）	【サポートプラン担当者】32人（1人又は2人／1か所）
第3章	5	市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）	【訪問支援件数】5,704人（延べ人数）
			児童育成支援拠点事業	700人
			親子関係形成支援事業	163人
			子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	15か所 1,227人日
			一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	220か所 【1号】608,459人日 【2号】443,365人日
			一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	78か所 89,898人日
			養育支援訪問事業	526人
第3章	6	児童家庭支援センターの設置数	1か所	1か所
第4章	1	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	【産前・産後母子支援事業※】1か所 ※令和7年度から妊産婦等生活援助事業	令和7年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討
第4章	2	助産施設の設置数	9か所	9か所

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章		資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
第4章	3	特定妊婦等への支援に係る職員等への研修の実施回数、受講者数	【母子保健従事者研修】 ＜基礎編＞前期・後期／各1回 ＜応用編＞1回 60名	【母子保健従事者研修】2回 【受講者】未定
			【こども福祉行政従事者研修】1回 【受講者数】20名中14名	【こども福祉行政従事者研修】1回 【受講者数】各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員
第6章	1	一時保護施設の定員数	【中央こども相談センター】60人	【中央こども相談センター】60人
			【北部こども相談センター】40人	【北部こども相談センター】40人
			【南部こども相談センター】30人	【南部こども相談センター】40人
			—	【東部こども相談センター】40人
第6章	2	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	【一時保護専用施設】1か所	【一時保護専用施設】9か所
			【委託一時保護が可能な里親数】263組	【委託一時保護が可能な里親数】372組
			【委託一時保護が可能なファミリーホーム数】24か所	【委託一時保護が可能なファミリーホーム数】28か所
第6章	3	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	【外部研修】 (1)SV（指導者）研修／各センター4名ずつ×3カ所 (2)実務者研修／各センター2名ずつ×3カ所 (3)CVPPPトレーナー研修／各センター8名ずつ×3カ所	【外部研修】 (1)SV（指導者）研修／各センター4名ずつ×4カ所 (2)実務者研修／各センター2名ずつ×4カ所 (3)CVPPPトレーナー研修／各センター8名ずつ×4カ所 (4)一時保護施設管理者研修／各センター1名ずつ×4カ所
			【センター全体研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員	【センター全体研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員
			【一時保護所全体研修】 (1)トラウマインフォームドケア研修／全職員（対面・オンライン・録画視聴併用） (2)内容調整中／全職員	【一時保護所全体研修】2回 【受講者数】全職員（対面・オンライン・録画視聴併用）
			【各一時保護所所内研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員 (2)各センターで定期的に実施／全職員	【各一時保護所所内研修】 (1)新転任者研修／新転任者全員 (2)各センターで定期的に実施／全職員
第6章	4	こどもの最善の利益を守る、意見表明機会の確保	【日記・生活アンケートの実施】 (1)日記／毎日実施 (2)生活アンケート／毎週実施	【日記・生活アンケートの実施】 (1)日記／毎日実施。 (2)生活アンケート・自由アンケート／毎週実施
			【意見聴取等措置の実施】 一時保護開始時・解除時などに担当CWが実施	【意見聴取等措置の実施】 一時保護開始時・解除時などに担当CWが実施
			【意見表明等支援事業の実施】 南部こども相談センターにて意見表明等支援事業を実施	【意見表明等支援事業の実施】 全センターにて意見表明等支援事業を実施
第6章	5	第三者評価を実施している一時保護施設数	【第三者評価を実施している一時保護所】0か所（R5実績） ①中央こども相談センター一時保護所／R1年度実施 ②北部こども相談センター一時保護所／R7年度実施予定 ③南部こども相談センター一時保護所／R3年度実施	【第三者評価を実施している一時保護所】毎年度1か所
第7章	1	こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	・親子関係再構築を適切にすすめるため、ライフストーリーワークの実施 ・ケースマネジメントや親子交流などをサポートする業務を行う親子関係再構築支援チームを令和6年度に配置 ・親子再統合担当は配置済	親子関係再構築支援チーム、親子再統合担当を配置
第7章	2	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	【ライフストーリーワーク実施】40人	【ライフストーリーワーク実施】50人
			【ファミリーグループカンファレンスの実施】50件	【ファミリーグループカンファレンスの実施】55件
第7章	3	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	【親子関係再構築支援員の配置】 各こども相談センター／2名ずつ	【親子関係再構築支援員の配置】 各こども相談センター／2名ずつ
			【親子再統合担当の配置】 各こども相談センター／1名ずつ	【親子再統合担当の配置】 各こども相談センター／1名ずつ
第7章	4	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	【親への相談支援等に関する児相職員研修】2回 【受講者数】45人	【親への相談支援等に関する児相職員研修】2回 【受講者】45人
			【親への相談支援等に関する新任職員研修】1回 【受講者率】100%	【親への相談支援等に関する新任職員研修】1回 【受講率】100%
第7章	5	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣	児童心理司、児童福祉司のペアレンティング研修への派遣
第7章	6	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	【母親向け虐待再発防止プログラム（グループカウンセリング）】 事業委託実施中	【母親向け虐待再発防止プログラム（グループカウンセリング）】 事業委託継続 【父親向け虐待再発防止プログラム（グループカウンセリング）】 事業委託実施
第7章	7	こども相談センターを通じた特別養子縁組の成立件数	20件	22件

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章		資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
第7章	8	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	14件（上記①の内数）	15件（上記①の内数）
第7章	9	親との交流の途絶えたケース等の特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制	児童福祉司が親の家庭状況を適宜把握しているほか、家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員から随時交流が途絶えたケース等について随時連絡が入り、親の同意不同意にかかわらず、こどもの最善の利益の観点から特別養子縁組が適当か検討し、必要な調査を集中的に行い、援助方針会議に諮っている。	整備済
第7章	10	里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制	特別養子縁組についての相談は、フォスタリング機関、こども相談センター、業務を委託している家庭養護促進協会を案内している。 市管の乳児院は特別養子縁組の支援経験が豊富であり、またすべての乳児院に里親支援専門相談員が配置され、こども相談センターが特別養子縁組を含めた研修を実施しているので、制度の説明や特別養子縁組等成立後の支援についても対応している。	整備済
第7章	11	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童福祉司の割合	100%	100%
第8章	1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	【3歳未満】12.8% 【3歳以上の就学前】28.8% 【学童期以降】23.2% 【全体】22.8%	【3歳未満】42.9% 【3歳以上の就学前】45.0% 【学童期以降】34.0% 【全体】36.5%
第8章	2	（里親）登録率	52.2%	72.7%
第8章	3	（里親）稼働率	43.8%	50.2%
第8章	4	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	【里親登録数】263世帯 ※ （うち養育）261世帯 （うち専門）2世帯 （養子）80世帯 ※養子縁組里親は養育里親の登録も行っているため、里親登録数の合計から除いている	【里親登録数】372世帯 ※ （うち養育）368世帯 （うち専門）4世帯 （養子）94世帯 ※養子縁組里親は養育里親の登録も行っているため、里親登録数の合計から除いている
第8章	5	ファミリーホーム数	24か所	28か所
第8章	6	里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	【里親審査部会の開催件数】年6件	【里親審査部会の開催件数】年6件
第8章	7	里親支援センターの設置数	0か所	4か所
第8章	8	民間フォスタリング機関の設置数	3か所	0か所
第8章	9	児童相談所における里親支援体制の整備	・中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を配置 ・各センターに里親養育支援児童福祉司とSVを配置	・中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を配置 ・各センターに里親養育支援児童福祉司とSVを配置
第8章	10	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	【スキルアップ研修実施回数】6回 【受講者数】90組／135人	【実施回数】6回 【受講者数】137組／205人
第9章	1	小規模かつ地域分散化した施設数	【乳児院】 ・小規模GC（本体施設）／21か所 ・小規模GC（分園型）／2か所	【乳児院】 ・小規模GC（本体施設）／21か所 ・小規模GC（分園型）／13か所
			【児童養護施設】 ・小規模GC（本体施設）／32か所 ・小規模GC（分園型）／5か所 ・地域小規模児童養護施設／24か所	【児童養護施設】 ・小規模GC（本体施設）／52か所 ・小規模GC（分園型）／7か所 ・地域小規模児童養護施設／46か所
第9章	2	小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	【乳児院】198人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／123人 ・小規模GC（分園型）／9人	【乳児院】137人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／84人 ・小規模GC（分園型）／53人
			【児童養護施設】795人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／235人 ・小規模GC（分園型）／30人 ・地域小規模児童養護施設／143人	【児童養護施設】549人（市所管施設の定員） ・小規模GC（本体施設）／240人 ・小規模GC（分園型）／38人 ・地域小規模児童養護施設／271人
第9章	3	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数	【家庭支援専門相談員の加配施設数】 ・乳児院／3施設 ・児童養護施設／6施設	【家庭支援専門相談員の加配施設数】 ・乳児院／6施設 ・児童養護施設／12施設
			【心理療法担当職員の加配施設数】 ・乳児院／6施設 ・児童養護施設／12施設	【心理療法担当職員の加配施設数】 ・乳児院／6施設 ・児童養護施設／11施設
			【自立支援担当職員の加配施設数】 ・児童養護施設／11施設	【自立支援担当職員の加配施設数】 ・児童養護施設／12施設

資源等に関する現在の整備・取組状況及び計画期間における整備すべき見込量等

章		資源	現在の整備・取組状況(令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等（令和11年度末時点）
第9章	4	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配職員数	【家庭支援専門相談員の加配職員数】 ・乳児院／4人 ・児童養護施設／7人	【家庭支援専門相談員の加配職員数】 ・乳児院／6人 ・児童養護施設／15人
			【心理療法担当職員の加配職員数】 ・乳児院／8人 ・児童養護施設／17人	【心理療法担当職員の加配職員数】 ・乳児院／10人 ・児童養護施設／19人
			【自立支援担当職員の加配職員数】 ・児童養護施設／11人	【自立支援担当職員の加配職員数】 ・児童養護施設／16人
第9章	5	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	【親子支援事業の実施施設数】 ・乳児院／0施設 ・児童養護施設／0施設	【親子支援事業の実施施設数】 ・乳児院／4施設 ・児童養護施設／3施設
			【家族療法事業の実施施設数】 ・乳児院／2施設 ・児童養護施設／1施設	【家族療法事業の実施施設数】 ・乳児院／2施設 ・児童養護施設／1施設
第9章	6	一時保護専用施設の整備施設数	【一時保護専用施設（ユニット）】1か所	【一時保護専用施設（ユニット）】9か所
第9章	7	児童家庭支援センターの設置施設数	1か所	1か所
第9章	8	里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	【里親支援センター】0か所	【里親支援センター】4か所
			【里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設】3か所	【里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設】0か所
第9章	9	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	1か所	令和7年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討
第9章	10	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	—	【児童育成支援拠点事業】700人
			【子育て短期支援事業】大阪市内の乳児院・児童養護施設15か所（1,227人日）	【子育て短期支援事業】大阪市内の乳児院・児童養護施設 1,460人日
			【養育支援訪問事業】526人	【養育支援訪問事業】617人
第10章	1	児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	【Ⅰ型】6ヶ所／38人 【Ⅱ型】4ヶ所／8人 【Ⅲ型】8ヶ所／12人	【Ⅰ型】6ヶ所／38人 【Ⅱ型】5ヶ所／10人 【Ⅲ型】11ヶ所／15人
第10章	2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1ヶ所	1ヶ所
第10章	3	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備	連携体制の整備について検討中	関係機関との連携体制を整備
第11章	1	児童相談所の管轄人口	【中央こども相談センター】1,295,654人 【北部こども相談センター】872,706人 【南部こども相談センター】584,052人 ※人口は直近の国勢調査（R2）より	【中央こども相談センター】954,761人 【北部こども相談センター】675,132人 【南部こども相談センター】430,996人 【東部こども相談センター】691,523人 ※人口は直近の国勢調査（R2）より
第11章	2	第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所 ※毎年1か所ずつ順番に実施。
第11章	3	児童福祉司、児童心理司の配置数	【児童福祉司】183人（R6.4現在）	【児童福祉司】190人
			【児童心理司】61人（R6.4現在）	【児童心理司】94人 ※令和5年度児童虐待相談対応件数等に基づき算出
第11章	4	市町村支援児童福祉司の配置数	1人（R6.4現在）※児童福祉司配置数の内数	1人 ※児童福祉司配置数の内数
第11章	5	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	32人（R6.4現在）※児童福祉司配置数の内数	34人 ※児童福祉司配置数の内数
第11章	6	医師の配置数	各センターに配置	各センターに配置
第11章	7	保健師の配置数	5人（R6.4現在）	5人
第11章	8	弁護士配置数	2人（R6.4現在）	2人
第11章	9	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講（R5実績：35人）	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講
第11章	10	専門職採用者数	増員配置の中で必要な数	増員配置の中で必要な数